

1. テーマ

「たんの吸引の実技研修」

2. 主 旨

これまで、在宅等における「たんの吸引等」は、一定の条件のもとで同意書を交わすなどして実施してまいりましたが、平成24年4月より、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施は法律において位置づけられることとなりました。

本セミナーを受講することで、法制化された「たんの吸引の実地研修」の免除とはなりません。今後、たんの吸引等を実施していくにはどのような手続きが必要なのか、また、たんの吸引についての医療的な法制度と基本知識等、たんの吸引をする上で必要な「たんの吸引等の行為」について学んでいただくことを目的とします。

3. 研修カリキュラム

内 容	時間配分
開催挨拶・講師紹介等	10 分
たんの吸引についての基礎知識 / 法制度	30 分
演習 ※	120 分
質疑応答・アンケート記入・閉会挨拶等	20 分
合 計 時 間	180 分 (3 時間)

※ 演習では、4グループに分かれ、1グループ1体の人体モデルを使用して、たんの吸引の演習を行います。

平成24年度
介護家政サービス向上セミナー

「たんの吸引の実技研修」

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

介護職員等による喀痰吸引等の提供（具体的なイメージ：在宅の場合）

医療関係者との連携の下で
安全に実施される
「喀痰吸引等」の提供

状態が急変した場合の医師等への
連絡体制の整備等、緊急時に適切
に対応できる体制を確保

対象者の状況に
応じ、医師の指示
を踏まえた喀痰
吸引等の実施
内容等を記載し
た計画書を作成

計画書



喀痰吸引等の実
施状況を記載し
た報告書を作成
し、医師に提出

報告書

利用者宅



**利用者を中心とした
提供体制の確保
(利用者毎のケアカンファレンス)**

対象者の心身の状況に関する情報を共有す
る等、介護職員と医師、看護職員との連携
を確保・適切な役割分担を構築

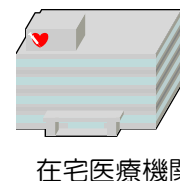
医療関係者を含むケアカンファレンス
等の体制整備その他の安全確保のため
の体制の確保（ヒヤリ・ハット事例の
蓄積及び分析体制を含む。）

連携体制の下での業務の手
順等を記載した業務方法書
の作成（訪問介護事業所等
で作成し共有化）

業務
手順書

喀痰吸引等の実施に際
し、医師の文書による
指示を受けること

医師
指示書



看護師



喀痰吸引等の研修

○試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	講義 50H + 基本研修 各行為の シミュレーター演習	+	実地研修
		②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	講義 50H + 基本研修 各行為の シミュレーター演習	+	実地研修 (気管カニューレ内吸引及び 経鼻経管栄養を除く。)
	特定の者	③実地研修を重視した類型	基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う 場合には20.5時間	+	実地研修 ※特定の者に対する必要な 行為についてののみ。
介護福祉士の養成課程			講義 50H + 基本研修 各行為の シミュレーター演習	+	実地研修 (登録事業者) 実地研修

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

※上記の具体的な研修内容については、省令等において定める予定。

介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修カリキュラム概要

基本研修

【講義】

- ・「特定の者」に特化したテキストを使用し、基本的内容に絞った講義(8時間)を実施。

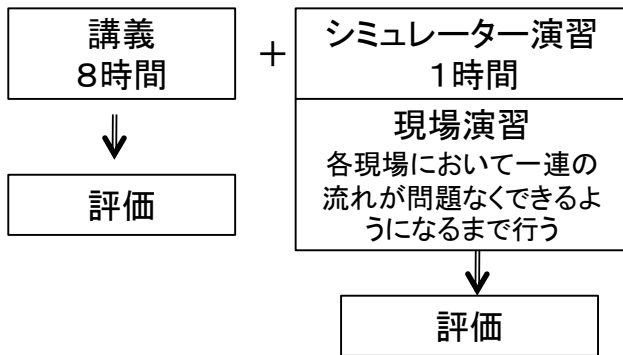
【演習】

- ・ シミュレーターを使用した演習(1時間)及び「特定の者」に合わせた現場演習を通じて一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し実施。

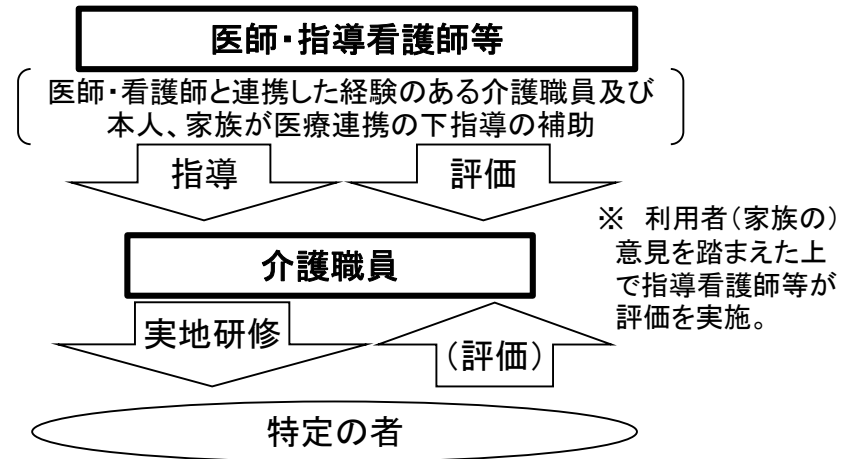
※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行った場合、シミュレーター演習込みで20.5時間。たんの吸引等のみの研修では9時間。

【評価】

- ・ 講義部分の評価については、「特定の者」に特化した試験(基本的内容に絞ったもの)を実施。
- ・ 演習の評価については、「特定の者」に特化した評価指標を使用。



実地研修



【実地研修】

- ・ 実地研修については、看護師が指導(必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び本人・家族が指導の補助)を行い、看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。(連続2回全項目が「ア」となること)
- ・ 看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施。

【評価】

- ・ 評価については、「特定の者」に特化した評価票を使用。
- ・ 評価を行う際には、利用者(家族)の意見を聴取することが可能な場合は、指導看護師等が利用者(家族)の意見も踏まえた上で評価を実施。

【特定の者】基本研修カリキュラム

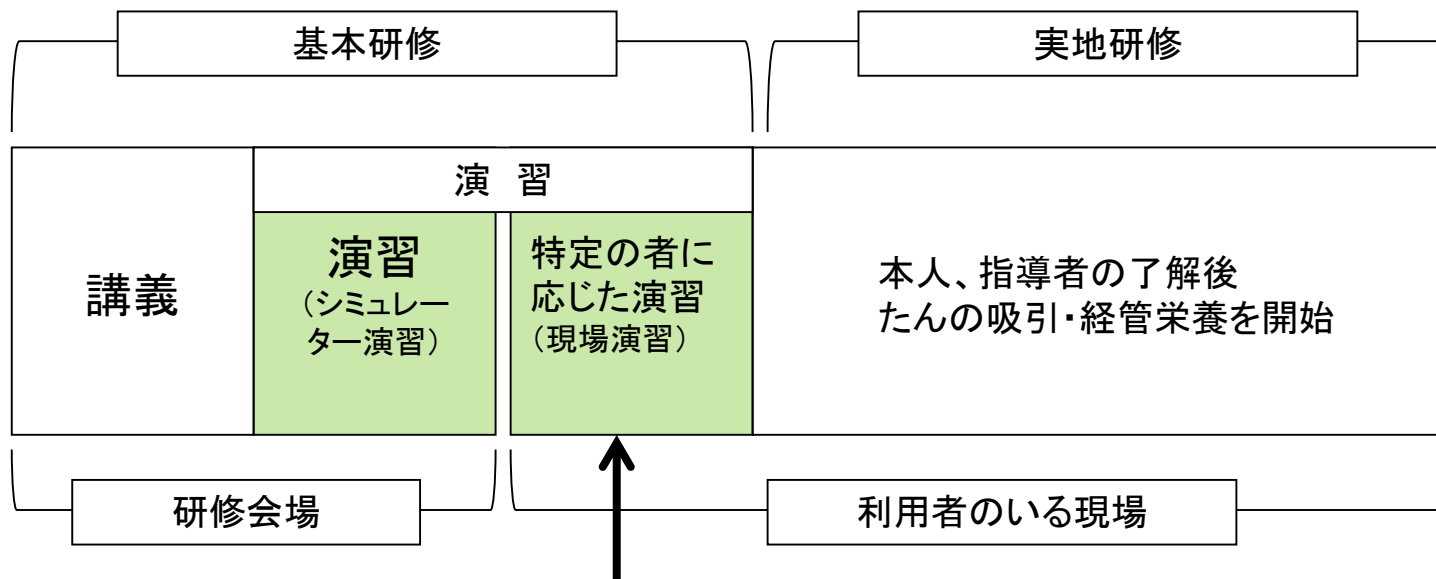
科 目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	・ 障害者自立支援法と関係法規 ・ 利用可能な制度 ・ 重度障害児・者等の地域生活 等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・ 呼吸について ・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・ 人工呼吸器について ・ 人工呼吸器に係る緊急時対応 ・ 喀痰吸引概説 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 喀痰吸引の手順、留意点 等	3
	・ 健康状態の把握 ・ 食と排泄（消化）について ・ 経管栄養概説 ・ 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 経管栄養の手順、留意点 等	3
喀痰吸引等に関する演習	・ 喀痰吸引（口腔内） ・ 喀痰吸引（鼻腔内） ・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻）	1

○ 基本研修（講義及び演習）

※ 演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、評価は行わない。実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施し、プロセスの評価を行う。

【特定の者】基本研修(演習)

- 基本研修における演習（シミュレーター演習）[1時間]については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、評価は行わない。
- 実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施し、プロセスの評価を行う。



※ 各利用者宅には、本人の使用しているカニューレと同型のカニューレやペットボトルで製作した簡易な経管栄養シミュレーター等を置き、現場演習はその機器を利用して行う。

【特定の者】実地研修

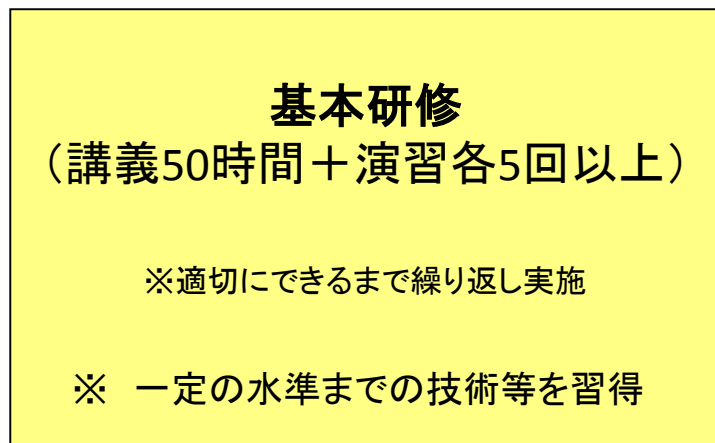
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

- 指導看護師等による指導、確認を初回及び状態変化時に行い、初回及び状態変化時以外の時は、定期的に指導看護師等による指導、確認を行うこととし、医師・看護師等と連携した本人・家族又は経験のある介護職員等が実地研修の指導の補助をすることも可能とする。また、指導看護師等は、実地研修の評価を行うものとする。
- 実地研修を受けた介護職員等に対し、所定の評価票（介護職員等によるたんの吸引等の研修テキストに添付）を用いて評価を行う。（特定の者ごとの実施方法を考慮した評価基準とすることができる。）
- 評価票の全ての項目についての医師又は指導看護師等の評価結果が、連続2回「手順どおりに実施できる」となった場合に、実地研修の修了を認める。
- 「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要がある。なお、その際、基本研修を再受講する必要は無い。

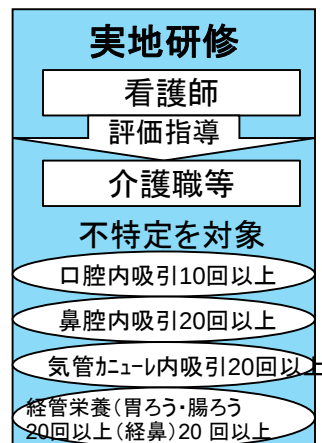
「不特定多数の者対象」と「特定の者対象」における研修プロセスの違い

「不特定多数の者対象」の場合

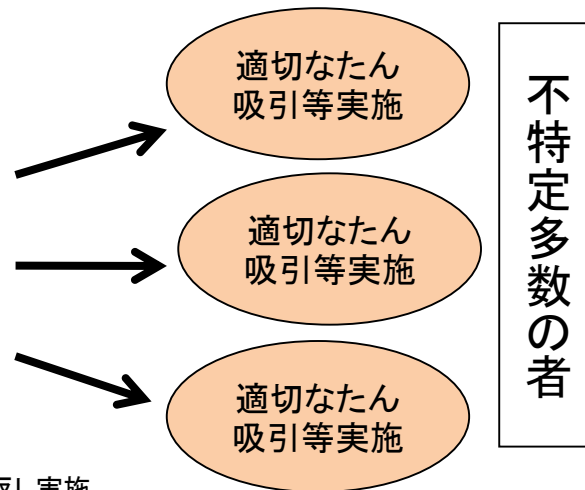
※ 基本研修を手厚くしており、一般的な知識技術の習得がなされているため、研修終了後から、不特定多数の者にたん吸引等の実施が可能。



+

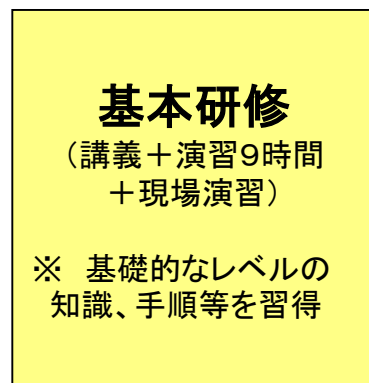


※適切にできるまで繰り返し実施

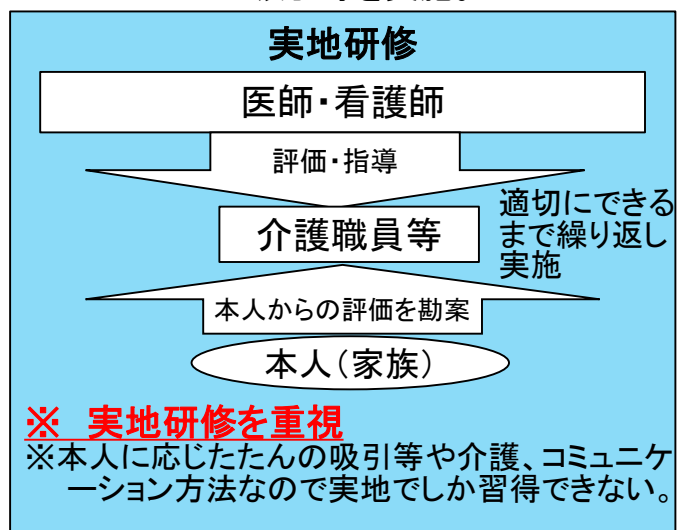


「特定の者対象」の場合

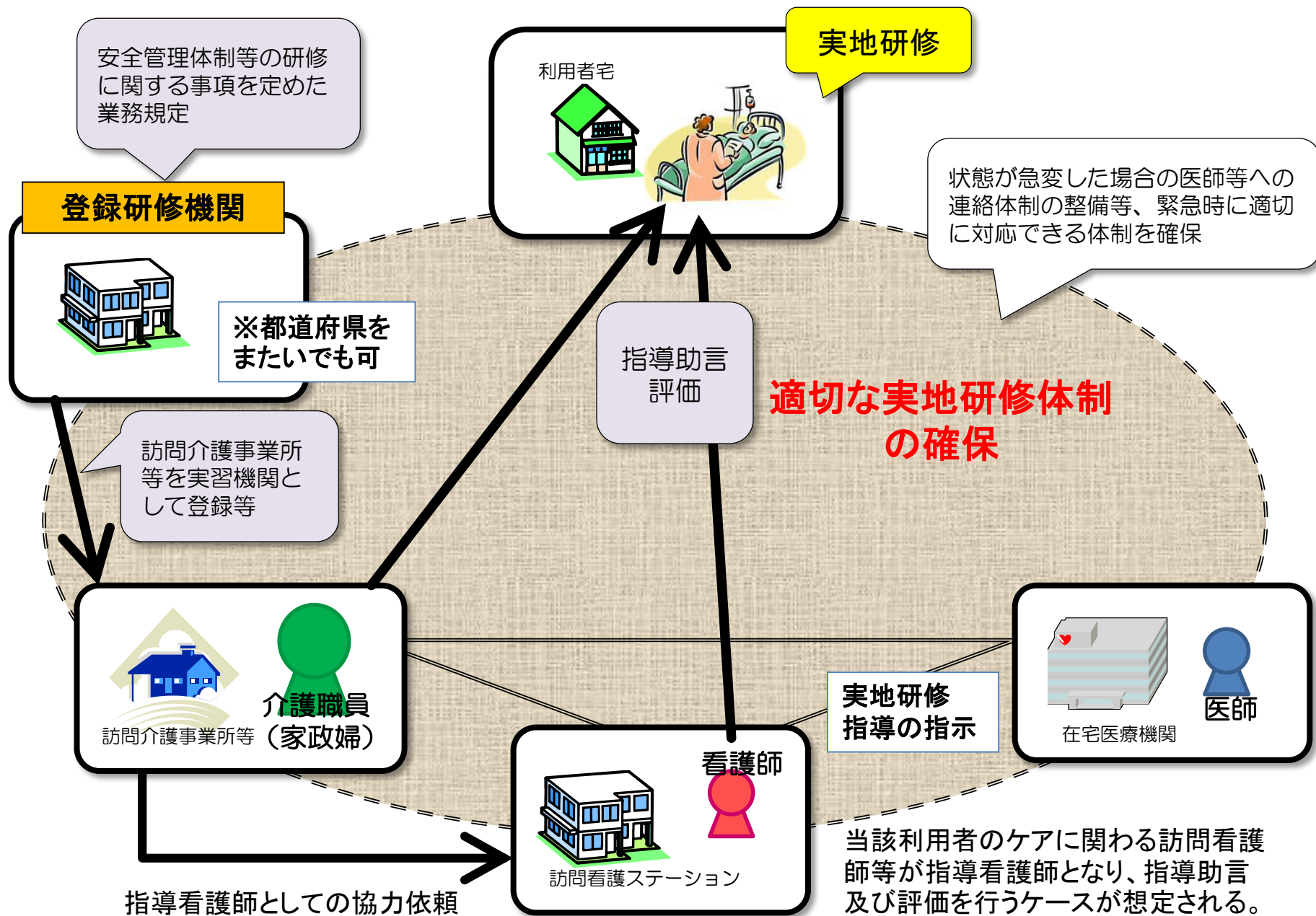
※ 基本研修では基礎的なレベルの知識、手順等を中心に学習し、実地研修の中で特定の者に応じた知識・技術を体得。当該特定の者のみに対するたん吸引等を実施。



+



【特定の者】実地研修の具体的イメージ(例)



望まれる連携

